

地価公示と地価調査について

区分	地価公示	地価調査
根拠法令条項	地価公示法(昭和44年法律第49号)第2条第1項	国土利用計画法施行令(昭和49年政令第387号)第9条第1項
実施主体	国(土地鑑定委員会)	県(知事)
価格(地点)名称	公示価格(標準地)	標準価格(基準地)
調査対象区域	都市計画区域内(20市25町) (平成17年1月1日現在)	県下全域(46市町村) (平成17年7月1日現在)
調査方法	国(土地鑑定委員会)が標準地を選定し、不動産鑑定士(補)の鑑定評価を求め、その結果を審査し、必要な調整を行って当該標準地の単位面積当たりの公示価格を判定する。	知事が基準地を選定し、不動産鑑定士(補)の鑑定評価を求め、その結果を審査し、必要な調整を行って当該基準地の単位面積当たりの標準価格を判定する。
地点数	宅地及び宅地見込地 440地点	宅地及び宅地見込地 603地点 林地 26地点 計 629地点
価格時点(公表)	1月1日(3月下旬)	7月1日(9月下旬)